

【審判局】2026年度 ルール改定内容について

『ドクターストップ』に関して

※「脳震盪」

■対応策

- ・「脳震盪、またはその恐れがある場合は試合続行不可」とルール化(明文化)。

ドクターを含め関係者間で共有する。

- ・審判員は負傷後の選手の様子を継続的に確認し、事故の状況を必ずドクターへ伝える。
- ・頭部に関わる事故の場合は、ドクターから求めがあれば動画を提示する。

< 1 >

P.20 第 25 章 競技の中止及び棄権

第 52 条 競技中に怪我が発生した場合は、大会担当医務又は審判の判断により、当該選手又はチームの競技を中止することが出来る。とくに、脳震盪、またはその恐れがある場合は試合続行不可とする。

< 2 >

(追加)

第 21 章 禁止行為

P.18 ⑨として追加

⑨ 競技に必要と認められないものはコート内に持ち込み禁止。

理由：今年度（R.7）の大会で実戦中に携帯電話が落下する事案が発生した事から。

※競技中に発覚した場合は「失格」とする。

< 3 >

(追加)

p21. 9 章 代表選

第 56 条 第 55 条の判定方法で勝敗を決することが出来ない場合は、両チームの代表者による決定戦を行う。その際は、順番通り後攻のチームから代表選手を告げる。代表者は本戦と同じ団体実戦の背番号で戦う。

< 4 >

p.11 図 12 時間切れの場合の表示

(追加) 一歩前に出て、①のように手掌を向けながら、「それまで」と告知する。

< 5 >

p.16 第 36 条

(追加) 実戦競技は、原則として 1 試合 2 分間とし決勝戦・三位決定戦のみ 3 分間とする。

< 6 >

p.17 第 42 条

(追加) 2 1 回目は「注意」、2 回目は「警告」、3 回目は「失格」となり、「失格」となった場合は相手に「一本」を与えると同様に一本負けとなる。度合いなどにより、一回目で警告や失格を与える場合がある。

< 7 >

P.17 第 42 条

(訂正)

誤 3 注意、警告及び失格（以下、「注意」（等）とする。）の判定基準は、第 49 条に定める。

正 3 注意、警告及び失格（以下、「注意」（等）とする。）の判定基準は、第 45 条・第 47 条・第 51 条に定める

< 8 >

p.20

第 24 章「注意」（等）の内容

第 51 条 ⑩「攻態」：捻技で技をかける前に相手をつかむなどの行為の場合

(追加)

⑩「攻態」：捻技で技をかける前に相手を掴んだり、体軸の変化による攻撃が不十分な場合。

理由：相手を掴むことが散見されているため。また、⑪【「防態」：体軸の変化による防御が不十分な場合】があるので、体軸の変化による攻撃が不十分な場合にした方が躰道らしいと考え。

< 9 >

※追加：

平成 23 年度後期 指導局・審判局研修会で確認されていながらルールブックに明記されていないため、今回追加する。

P.17

第 20 章 実戦競技における実技の判定及び注意基準

第 39 条

3 「はじめ！」や審判の合図で再開する場合(お互いが静止した状態からの動作)は審判の合図後 45 度以上の行為があつてから技を出すこと。合図直後に直線的に動き技が決まっても無効とする。この無効行為は、2 度目からは注意対象となる。

以上